

## 第1条（名称・所在地）

本会は、「あけど亮太後援会一明新会一」と称し、主たる事務所を埼玉県川越市内に置く。

## 第2条（目的）

本会は、明ヶ戸亮太の政治活動及び社会活動の後援を通じて、日本国と地域社会の発展、会員相互の親睦をはかる事を目的とする。

## 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 明ヶ戸亮太の政治活動を支援するための各種事業
2. 日本国と地域社会の発展に寄与する各種事業
3. 関連団体との連携による目的達成のための各種事業
4. 会員相互の親睦の為、必要と認める各種事業
5. その他目的達成の為、必要と認める各種事業

## 第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同する法人、団体、及び個人をもって組織する。

## 第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

- 会 長 1名
- 副会長 1名
- 幹 事 若干名
- 会計責任者 1名

## 第6条（事務局）

本会の事務局は、「あけど亮太後援会事務所」内に置く。

## 第7条（経費）

本会の経費は1,000円／年と、寄附金をもって充てると共に、その他の細部には政治資金規制法の指示に従う。

## 第8条（その他）

本規約に定めなき事項については、適宜、事務局で協議のうえ決定する。

## 付 則

本規約は、平成26年9月28日より実施する。